



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年4月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中国帰国者等のための介護・福祉の会ニイハオ

3 代表者の氏名

熊谷 加舟

4 主たる事務所の所在地

飯田市鼎切石4080番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、中国帰国者等に対して、介護や福祉に関する事業を行い、誰もが安心して生活できる地域づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ七瀬店

長野市大字鶴賀字呑沢580 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

4 変更した年月日

平成25年2月8日

5 届出年月日

平成25年3月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ三輪店

長野市三輪5-43-21 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

4 変更した年月日

平成25年2月8日

5 届出年月日

平成25年3月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ吉田店

長野市吉田4-3-21 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

4 変更した年月日

平成25年2月8日

5 届出年月日

平成25年3月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マツヤ松代店  
長野市松代町字殿町城跡21-6 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社マツヤ  
長野市大字北尾張部710-1
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山栄造	長野市大字北尾張部710-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山栄造	長野市大字北尾張部710-1

- 4 変更した年月日  
平成25年2月8日
- 5 届出年月日  
平成25年3月21日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成25年4月30日から平成25年8月30日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マツヤ上松店  
長野市上松4-945 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社マツヤ  
長野市大字北尾張部710-1
- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山栄造	長野市大字北尾張部710-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山栄造	長野市大字北尾張部710-1

- 4 変更した年月日  
平成25年2月8日
- 5 届出年月日  
平成25年3月21日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成25年4月30日から平成25年8月30日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

更北中央ショッピングセンター  
長野市青木島町大塚字北島946 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ  
長野市大字北尾張部710-1

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## 4 変更した年月日

平成25年2月8日

## 5 届出年月日

平成25年3月21日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日

付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

篠ノ井イーストショッピングパーク  
長野市篠ノ井会字上東原758-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ  
長野市大字北尾張部710-1

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## 4 変更した年月日

平成25年2月8日

## 5 届出年月日

平成25年3月21日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 光課

## 7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ若槻店

長野市徳間1-10-5 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## 4 変更した年月日

平成25年2月8日

## 5 届出年月日

平成25年3月21日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ稻葉店

長野市大字稻葉字母袋沖748 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

## 4 変更した年月日

平成25年2月8日

## 5 届出年月日

平成25年3月21日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーパレット北長野店

長野市大字若槻東条526-2 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

花岡 六四朗

長野市大字若槻東条553

花岡 春子

長野市大字若槻東条553

花岡 尚登

長野市大字若槻東条553

大成産業株式会社

長野市大字栗田857-1

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## 4 変更した年月日

平成25年2月8日

## 5 届出年月日

平成25年3月21日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤショッピングモール

長野市大字赤沼字聖下2414-3 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤショッピングモール

長野市大字北尾張部710-1

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤショッピングモール	峯村 英雄	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤショッピングモール	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## 4 変更した年月日

大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更

平成25年1月17日

小売業を行う者の代表者氏名の変更

平成25年2月8日

## 5 届出年月日

平成25年3月21日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユー・パレット川中島店

長野市稲里1-5-3 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) マツヤ川中島店

(変更後) ユー・パレット川中島店

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## 4 変更した年月日

大規模小売店舗の名称の変更

平成25年3月20日

大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更

平成25年2月8日

小売業を行う者の代表者氏名の変更

平成25年2月8日

## 5 届出年月日

平成25年3月21日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観

## 光課

- 7 縦覧の期間  
平成25年4月30日から平成25年8月30日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マツヤ須坂西店  
須坂市墨坂4-1-3 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社マツヤ  
長野市大字北尾張部710-1
- 3 変更する事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

- 4 変更した年月日

平成25年2月8日

- 5 届出年月日  
平成25年3月21日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成25年4月30日から平成25年8月30日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マツヤ戸倉店  
千曲市大字戸倉字鎮守1919-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
有限会社コダマ  
千曲市大字戸倉1822  
小出 宙一  
千曲市戸倉1848
- 株式会社マツヤ  
長野市大字北尾張部710-1

- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

4 変更した年月日

平成25年2月8日

5 届出年月日

平成25年3月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーパレット小諸店

小諸市大字御影新田字谷地2081-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

4 変更した年月日

平成25年2月8日

5 届出年月日

平成25年3月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ小諸インター店

小諸市大字諸字鳥井辺297-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

4 变更した年月日

平成25年2月8日

5 届出年月日

平成25年3月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ臼田店

佐久市田口5566 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

4 变更した年月日

平成25年2月8日

5 届出年月日

平成25年3月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マツヤ軽井沢店  
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字野沢原1323-1002 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社マツヤ  
長野市大字北尾張部710-1
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山栄造	長野市大字北尾張部710-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山栄造	長野市大字北尾張部710-1

- 4 変更した年月日

平成25年2月8日

- 5 届出年月日

平成25年3月22日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ南佐久店

南佐久郡佐久穂町大字畠3804-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
- 
- 株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
- 
- (変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山栄造	長野市大字北尾張部710-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山栄造	長野市大字北尾張部710-1

- 4 変更した年月日

平成25年2月8日

- 5 届出年月日

平成25年3月22日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観

光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ上田店

上田市大字小泉高田715-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## 4 変更した年月日

平成25年2月8日

## 5 届出年月日

平成25年3月21日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ上田東店

上田市大字住吉字塚田584-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## 4 変更した年月日

平成25年2月8日

## 5 届出年月日

平成25年3月21日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーパレット サンライン上田店  
上田市大字芳田1513-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ  
長野市大字北尾張部710-1

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

## 4 変更した年月日

平成25年2月8日

## 5 届出年月日

平成25年3月21日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月30日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ上田中之条店  
上田市中之条大長田390-2 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

中澤 光子  
上田市大字中之条683  
田中 順一

上田市大字中之条304  
田中 幸子

上田市大字中之条608

## 3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1